

2019 年度 「道産食品輸出塾（香港・台湾）」参加企業募集

道産食品輸出塾は、道内企業の皆さんが初めて輸出ができるよう、貿易や商談に必要な知識や能力の習得を支援し、海外企業との商談機会を提供します。

【公募要項】

◆募集期限

2019年5月10日（金）17時（必着）

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター（担当：関谷、青沼）
TEL：011-261-7434 E-mail：sap@jetro.go.jp

（一社）北海道食産業総合振興機構（担当：山崎）

TEL：011-200-7000 E-mail：hanro1@h-food.or.jp

※E-mailでお問い合わせいただく場合は、件名に「道産食品輸出塾について」とご記入ください。

◆応募書類提出方法

本事業の公募要項を必ずご確認・ご了承いただき、「応募書類」をジェトロホームページからダウンロードの上、道産食品輸出塾運営事務局（hanro1@h-food.or.jp）に提出してください。

ダウンロード：<https://www.jetro.go.jp/jetro/Japan/Hokkaido/agri-school.html>

※応募書類の提出にあたっては、期限に余裕をもって提出されるようお願いいたします。

◆主催

北海道

日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター

（一社）北海道食産業総合振興機構

2019年4月

1. 道産食品輸出塾について

初めて道産食品の輸出に取り組む道内事業者に対し、貿易の基礎知識の習得から商談後のフォローアップに至るまでを支援。国内・現地での商談機会を提供し、成約、商流の確立を目指します。

※貿易実務講座から商談準備、成約に至るまでの実務も体系的に習得できるため、社内の貿易（輸出）担当者の育成にもつながります。

2. 対象国・地域

香港、台湾。

香港、台湾は北海道からの食品輸出額が多く、日本食品が広く流通しており、比較的輸出に取組みやすい地域です。

※香港と台湾のいずれか、または両方を対象にする事も可能です。

※市場の状況や取扱商品、輸入規制などを考慮して選択いただきます。

※途中で輸出対象国・地域を変更する事も可能です。

《昨年輸出塾実績》・香港と台湾への初めて輸出に取り組む8社中▶商談成立4社/商談継続中3社

3. 対象商品

以下の（1）または（2）に該当する道産食品で、対象国・地域の検疫、衛生基準などの輸入規制に対応し、輸出が可能なもの。

※現時点では輸入規制に対応していなくても、輸出塾期間中に対応する意欲がある場合は応募可能です。

（1）道産食品（一次産品）

道内において収穫、水揚げ、飼育されたもの。

（2）道産食品（加工食品）

次のいずれかに該当するもの。

- ① 道内で製造または加工が行われたもの。
- ② 道内の企業等がOEM等で販売する商品は、道内企業に製造委託して商品開発をしたもの。
- ③ 道内の企業等が企画、考案、販売する商品で、道内産原料100%を使用して道外で製造加工したもの。

4. 支援の概要

「道産食品輸出塾」は、北海道、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易情報センター、(一社)北海道食産業総合振興機構が連携して次のプログラムを実施いたします。

(1) 輸出塾プログラム(予定)

【ご注意】プログラムは今後追加、または諸般の事情で変更、中止となる場合もあります。

目的	月	時期	プログラム	内容
	5月	下旬	入塾式	参加事業者の顔合わせと事業説明
知識習得	6月	時期未定	ビジネスセミナー	現地の市場概況や日本食品に関する情報提供
			貿易実務講座 (～11月位まで全4回)	輸入規制、原産地証明書等、輸出に必要な書類作成方法、商談後フォローアップ方法など
	7月	月上旬	現地市場調査	5日間前後で香港、台湾の両方を視察
		下旬	商品PR資料作成勉強会	商談に向けた効果的な商品PR資料の作成
実践	8月	下旬	フード北海道	海外バイヤーを招聘した札幌開催の商談会
	9月	全期間	フード北海道での商談のフォローアップ	実施内容については検討中
	10月	時期未定	香港商談会 台湾商談会	対象輸出国・地域の商談会に参加
	11月～	全期間	現地商談会での商談のフォローアップ	実施内容については検討中
	2020年 2月	下旬	発表会・卒塾式	道産食品輸出塾を通じた輸出への取組成果を発表

(2) 参加費用

無料。

ただし、各プログラムに関連する下記の費用についてはご負担いただきます。

■ご負担いただく費用

- ①道内で実施する各プログラムに参加するための宿泊費、交通費等。
- ②現地市場調査、現地商談会に係る渡航費、宿泊費、交通費等。
- ③その他各プログラム実施に関連する諸経費等。
 - ・商談に使用する出品物の輸送費、試食等に係る費用、試食用消耗品等。

5. 応募要件

(1) 対象事業者

下記条件をすべて満たすこと。下記条件を満たしていない場合は、応募いただいても参加をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

- ①他国を含めて自ら輸出した実績がないこと。
- ②輸出への強い意欲を有すること。
- ③北海道内に販売拠点を有すること。
- ④本事業の担当者を定め、全てのプログラムに参加できること。
- ⑤輸出塾が行うアンケート、フォローアップ等への協力に同意していること。
- ⑥関連性が極めて密接な事業者による複数の応募となっていないこと。
※関連性が極めて密接な事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- ⑦反社会的勢力との関係を有していないこと。

(2) 応募方法

本事業の公募要項を必ずご確認ください、「応募書類」をジェトロホームページからダウンロードの上、道産食品輸出塾運営事務局 (hanrol@h-food.or.jp) に提出してください。

◆ダウンロード：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/agri-school.html>

(3) 募集期限

2019年5月10日（金）17時（必着）

(4) 採択予定数

「応募要件を満たした事業社」：計6社程度

※採択社数はあくまで予定であり、予算、申請状況に応じて変更することがあります。

6. 採択事業者の選考方法

(1) 審査のポイント

- ①応募要件を満たしているか。
- ②応募者の輸出に取り組む姿勢
- ③輸出を通じた販路拡大への前向きな取り組みが期待できるか。

(2) 審査方法

審査は応募書類による書面審査と面接を行い、参加事業者を決定します。なお、審査の過程で追加資料等の提示をお願いすることがあります。

(3) 審査結果

審査結果は2019年5月中旬頃に、日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センターから申請者宛にメールで通知します。

なお、採否の理由等についてのお問い合わせには一切応じられません。

7. 事業に対するアンケートの提出と結果の公表

応募要件に記載の通り、本事業の実績把握を目的として各プログラムでアンケートを実施します。アンケート結果は本事業の実績の周知のため、統計的に処理し、統計資料として公表させていただく場合があります。

8. 注意事項

- (1) 応募の際に提出いただいた申請に関する情報、その他、本事業を通して提供していただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲でのみ利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (2) 参加事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、参加決定の取り消し、または既に実施した活動支援費の返還命令が発生する場合があります。
 - ①応募書類又は本事業で、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
 - ②法令に違反したとき。
 - ③前各項目のほか、特に主催者が活動支援を不相当と認めたとき。

9. 本事業に関するお問い合わせ先

道産食品輸出塾運営事務局

■日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センター（担当：関谷、青沼）

TEL：011-261-7434 E-mail：sap@jetro.go.jp

■（一社）北海道食産業総合振興機構（担当：山崎）

TEL：011-200-7000 E-mail：hanro1@h-food.or.jp

※E-mail でお問い合わせいただく場合は、件名に「道産食品輸出塾について」とご記入ください。